遊漁規則の変更内容

【漁業権番号】内共第３７、４４及び４５号
【関係漁業協同組合】宮川下流漁業協同組合

<table>
<tr><th>変　更　案</th><th>現　行</th><th>変更理由</th><th>施行予定年月日</th></tr>
<tr>
<td>第1条　略

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）
第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
２　前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
３　組合は、第１項の規定による申請があったときは、第１３条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
４　遊漁者は、直ちに、第８条第１項及び第２項の遊漁料を同条第３項の方法により組合に納付しなければならない。

（キャッチアンドリリース区間の設置）
第３条　次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）でカエシのない（バーブレス）シングルフック１本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。この場合においては、採捕したア欄の魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならない。<table><tr><th>ア.魚種</th><th>イ.区　　域</th><th>ウ.期　　間</th></tr><tr><td>やまめ、</td><td>坂上発電所放水口の上流端から飛</td><td>３月１日から</td></tr></table></td>
<td>第1条　略

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）
第２条　漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
２　前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
３　組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又による遊漁の場合には第１４条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第１４条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
４　遊漁者は、直ちに、第９条第1項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（キャッチアンドリリース区間の設置）
第３条　次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）でカエシのない（バーブレス）シングルフック１本を使用した竿釣り以外の漁具・漁法により遊漁をしてはならない。この場合においては、採捕したア欄の魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならない。<table><tr><th>ア.魚種</th><th>イ.区　　域</th><th>ウ.期　　間</th></tr><tr><td>やまめ、</td><td>坂上発電所放水口の上流端から飛</td><td>３月１日から</td></tr></table></td>
<td>第４条で漁具・漁法を規定しており、その他の場合が存在しないため文書を簡略化
条ズレ

条ズレ</td>
<td>認可の日から</td>
</tr>
</table>

いわな、にじます	騨市宮川町忍橋下流端までの区域の宮川及びその間に流れ込む森安谷の宮川合流点から上流100mまでの区域	９月９日まで

２　略

（漁具・漁法の制限）

第４条　次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模で行わなければならない。

ア.魚　　種	イ.漁具・漁法	ウ.規　　模
あ　　ゆ	友釣りに限る	釣竿は１本、掛け針は４本以内、逆さ針より20㎝以内とする。 舟釣り、リール、オトリルアーの使用は禁止。
やまめ、にじます、いわな、こい、おいかわ、うぐい、うなぎ、あじめどじょう、かじか、よしのぼり （以下「雑魚」という。）	手釣（うなぎに限る）・竿釣（餌釣り、毛針釣り、ルアー釣りをいう。 　　）	釣竿はやまめ、にじます、いわなを対象とする場合は１本、その他の魚種の場合は３本以内、舟の使用は禁止とする。

第５条から第７条　略

（遊漁料の額及び納付方法）

第８条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、

いわな、にじます	騨市宮川町忍橋下流端までの区域の宮川及びその間に流れ込む森安谷の宮川合流点から上流100mまでの区域	９月９日まで

２　略

（漁具・漁法の制限）

第４条　次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模で行わなければならない。

ア.魚　　種	イ.漁具・漁法	ウ.規　　模
あ　　ゆ	友釣りに限る	釣竿は１本、掛け針は４本以内、逆さ針より20㎝以内とする。 舟釣り、リール、オトリルアーの使用は禁止。
やまめ、にじます、いわな、こい、おいかわ、うぐい、うなぎ、あじめどじょう、かじか、よしのぼり （以下「雑魚」という。）	手釣　　・竿釣（餌釣り、毛針釣り、ルアー釣りをいう。ただし手釣はうなぎに限るものとする）	釣竿はやまめ、にじます、いわなを対象とする場合は１本、その他の魚種の場合は３本以内、舟の使用は禁止とする。

第５条から第７条　略

（遊漁料の額及び納付方法）

第８条　遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第１号の場合におい

漁具・漁法の制限の明確化	

遊漁者が高校生以下のときは無料

とする。

魚種	漁具・漁法	遊　漁　料	現場加算料
あゆ	竿　　釣 （友釣りに限る）	1日2,500円、 1年12,000円	2,500円
雑魚	竿　　釣 （うなぎに限り手釣、竿釣とする。）	1日1,500円、 1年8,000円	1,500円

2　肢体不自由者（身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者）又は女性の遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊　漁　料	現場加算料
あゆ	竿　　釣 （友釣りに限る）	1日1,000円、 1年5,000円	1,000円
雑魚	竿　　釣 （うなぎに限り手釣、竿釣とする。）	1日500円、 1年4,000円	500円

て、遊漁者が高校生以下のときは無料、肢体不自由者（身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者）又は女性のときは同号三に掲げる額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号四に掲げる額とする。

一　手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊　漁　料
あゆ	竿　　釣 （友釣りに限る）	1日2,500円、 1年12,000円
雑魚	竿　　釣 （うなぎに限り手釣、竿釣とする。）	1日1,500円、 1年8,000円

二　第３条で規定するキャッチアンドリリースの場合

魚　　種	漁具・漁法	遊　漁　料
やまめ、にじます、いわな	疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ）でカエシのない（バーブレス）シングルフック１本を使用した竿釣り	同号一に掲げる雑魚の遊漁料を納付していること

三　肢体不自由者（身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者）又は女性のとき

魚種	漁具・漁法	遊　漁　料
あゆ	竿　　釣 （友釣りに限る）	1日1,000円、1年5,000円
雑魚	竿　　釣 （うなぎに限り手釣、竿釣とする。）	1日500円、1年4,000円

第２項で規定するため削除

文言の削除
現場加算料を明確化

文言の削除
第３条で規定するため削除

文言の修正
現場加算料を明確化

３　遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所　　又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、１日遊漁料については、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第１項及び第２項に規定する現場加算料を合わせて納付するものとする。

４　前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

（特定釣漁場）

第９条　前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

表　略

２　前項の料金を納付する場所は、組合及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

第１０条から第１２条　略

（違反者に対する措置）

第１３条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

四　当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき

魚種	遊漁料	但し、遊漁者が肢体不自由者（身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者）又は女性のときは下記の額とする
あゆ	１日 5,000 円	１日 2,000 円
雑魚	１日 3,000 円	１日 1,000 円

２　遊漁料は、組合のウェブサイトにて公表する場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、１日遊漁料については、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（特定釣漁場）

第９条　前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

表　略

第１０条から第１２条　略

（違反者に対する措置）

第１３条　組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

文言の削除
第１項、第２項で現場加算料を規定するため削除

遊漁料の納付場所を明確化
現場加算料の納付を明確化
遊漁証取扱所の場所を明確化

公表方法を明確化